

9は長径1.65cm、短径1.53cm、内径1.21cmを測る中実の金製耳環である。断面径2.3mmを測り、断面形はほぼ円形を呈するが、鈍い稜線をもつ。曲げ方は丁寧であり、内径はほぼ正円である。合わせ目は密着せず、僅かに(1mm以下)隙間をもつ。この種の耳環には、垂飾が伴うことが多いが、本個体に伴うか否かは不明である。

まとめ 以上各トレンチの状況と出土した遺物について記述してきた。この結果から得られた状況を以下にまとめておく。

現状の後円部墳頂付近は、標高40.4m付近まで本来の墳丘盛土が削平され、その上に一気に厚く新しいと考えている盛土(IV層)が堆積している。この盛土からは遺物がほとんど出土していないため、この盛土がなされた時期について確定することはできない。この盛土は第5トレンチでは検出されなかったものの(第5トレンチで検出されなかった点については、トレンチを設定した位置が、この盛土の検出される高さよりもかなり低いところに設定したためと考えている)、ほぼ墳丘全体に及んでいると考えられる。この盛土はかなりの土量になると考えられ、盛土の時期は、この地域の古墳に大がかりな手が加えられた例としてあげられる、安閑天皇古市高屋丘陵が高屋城に利用された頃の可能性も考慮する必要があるだろう。

このように本来の墳丘盛土は大きく削平されており、第2トレンチ上半部で出土した耳環、空玉の出土状況からも窺えるように、結果的に内部施設も破壊されている可能性が高い。

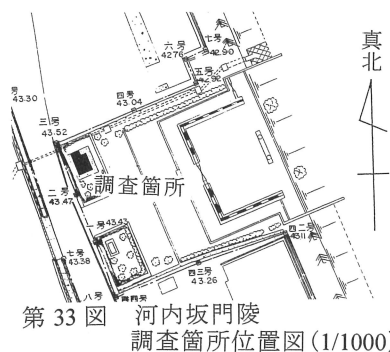
葦石及び埴輪列など、墳丘表面の遺構は全く検出されなかった。墳丘には大きな掘削がなされていると想定している以上当然でもあるが、葦石に使用されたと思われるような石材が存在しないことから、築造当初から葦石は存在しなかった可能性も考慮しておく必要はあろう。墳丘の盛土そのものは非常に堅緻であり、第2・4トレンチで確認したように、盛土の単位も観察できる。明瞭な版築とはいえないものの、褐色系の粘土と灰色系の粘土が互層になる状況が認められる。墳端については、すべてのトレンチにおいて検出されなかった。当初地形図から判断したように、本来の墳丘裾端部はもう少し外側に延びているものであろう。よって、周濠に関する知見は全く得られていない。

なお、今回の掘削深度においては地山は検出されなかった。本飛地の周囲にある民有地を調査した結果から判断すると、地山はかなり低いところにあり、この古墳そのものはすべて盛土によって築造されているものと考えられる。

墳丘の法面保護工事、境界線保護工事の工法については、今回検出された古墳本来の盛土を極力削らないことを前提に、施工できる工法を検討することとした。(徳田誠志)

清寧天皇 河内坂門原陵見張所改築工事箇所の調査

第22代清寧天皇の河内坂門原陵の見張所が経年のため老朽化し、改築工事が計画された。そのため基礎工事部分(長さ5.2m、幅3.5m、深さ0.6m)の立会調査を平成11年8月2日から4日に実施した。また、浄化槽埋設部分(長さ1.0m、幅1.0m、深さ1.6m)及び排水管理設箇所(長さ10.5m、幅0.4m、深さ0.3～0.5m、長さ5.3m、幅0.4m、深さ0.3～0.5m)の掘削にあたって、



同月11、23日と9月7日から10日にかけて立会調査を実施した。
基礎工事に伴う掘削箇所は第33図に示した箇所であり、土層は大きく4層に分けることができる(第34図)。

- I層 表土。見張所移築時の盛土。
- II層 暗茶褐色土。拝所拡張時の盛土。
- III層 暗灰色粘質土。水田耕作土。
- IV層 明褐色粘質土。地山。

この土層のうちI層、II層とも、昭和55年度に現在の場所に見張所を移築した際に盛土した土層である。これらの土を除去したところ、調査区の東側半分ほどに水田の耕作土と思われる暗灰色の粘質土が検出された。この水田と思われる部分の南西隅には木杭が残されており、畦畔の区画に用いられたものであろうか。水田耕作土は10cm程度の深さしかなく、本来の高さからは削平されている可能性が高い。すなわち水田面をある程度削平した上に、拝所整備の際に盛土を行ったと考えられる。この水田耕作土より、磁器片1点と碇子1点が出土し、水田の廃絶時期が新しいものであると判断できる。拝所が現在の状況に拡張される以前の地形図を見ると(本誌第32号昭和55年2月 第9図参照)、今回の調査部分は水田であることが判り、今回検出された水田はこの図面に描かれているものであると判断できる。

その他、前述した付帯工事部分の立会調査の結果においても、土層は見張所基礎部分と同様の状況を示し、遺構・遺物は出土しなかった。

以上の結果から、工事は予定通り施工した。(徳田誠志)

